

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成30年6月22日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第20号

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

熱海市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年熱海
市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第11条第3項第5号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による
専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第3項第5号の改正規定（同項に1
号を加える部分を除く。）は、平成31年4月1日から施行する。